

市営住宅の入居者の選考について

1. 公営住宅の優先入居方法の長所、短所

■倍率優遇方式（恵庭市の現行の方法）

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申し込みより有利に取扱う方式

【対象となる世帯】障がい者世帯、高齢者世帯、母子（父子）世帯、大家族世帯他

長 所	短 所
住宅の困窮度を問わず、優先入居の対象となる世帯が一般の入居世帯より当選率が有利となる。	申込世帯毎の困窮度の差を、当選結果に反映させづらい。

■戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

【対象となる部屋】高齢者世帯向け、他家族世帯向け、小学生以下同居世帯向け等

長 所	短 所
優先入居の内容ごとに、申込及び抽選が行われるため、同条件における抽選結果の公平性が保たれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・優先入居の内容ごとに、募集及び抽選を行うため、倍率が偏る可能性がある。 ・優先入居の内容に合致する低層階の部屋等に限りがある。 ・募集戸数が少ない場合、希望する地域や間取りなどの希望に沿った募集住宅がない可能性がある。

■ポイント方式

住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障がい者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取り扱いが考えられる。）

長 所	短 所
住宅の困窮度が高い世帯から順に入居することができる。	募集戸数に対して優先の対象となる世帯が上回る場合、優先入居の対象とならない一般世帯が入居できない場合がある。

2. 恵庭市の倍率優遇方式による抽選の実績

年度	募集部屋	一般	障がい者	高齢者	母子、父子	子育て	大家族	低所得
R2	8	4	7	25	12	10	1	1
R3	15	15	24	58	13	9	1	0
R4	27	7	6	65	9	10	0	0
合計	50	26	37	148	34	29	2	1

※海外引揚者、DV被害者、犯罪被害者は申込無し

3. 入居申込の選考方法に関する市議会での主な意見

- ・住まいの困窮度の高い世帯が優先的に入居できる仕組みが必要ではないか。
- ・申込者の多くが優遇措置の対象であるため、その中で住まいの困窮度の高い世帯を優先的に入居させる方法が望ましいのではないか。

4. 北海道及び他市の優先入居方法※改良住宅除く

北海道（21,850戸）：倍率優遇方式及び戸数枠設定方式

札幌市（25,742戸）：倍率優遇方式

千歳市（2,310戸）：倍率優遇方式及び戸数枠設定方式

恵庭市（1,130戸）：倍率優遇方式

北広島市（332戸）：市営住宅運営委員会による選考